

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県労働委員会

会長 石川 哲

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(代決) 第2条 [略] 2 課長が不在のときは、局長があらかじめ指定する <u>吏員</u> がその事務を代決する。 3・4 [略]	(代決) 第2条 [略] 2 課長が不在のときは、局長があらかじめ指定する <u>職員</u> がその事務を代決する。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。